

# 大飯3号機 加圧器スプレイ配管事象に対する水平展開の検査の考え方について

	変更前	変更後	変更理由
「類似性あり」の箇所	<p>【検査頻度】 今定検 + その後 3 定検</p> <p>【探傷範囲】 配管内表面すべてを超音波探傷検査 (UT) により確認する。</p> <p>【追加確認】 形状エコーと判断している箇所についても、以下の場合には追加確認を実施する。            &gt; DACが前回検査結果と比較した上で、1.5倍以上の変化をしており複数の指示が連続して幅が上がっている箇所            &gt; 比較する前回記録がない箇所</p>	同左	—
「類似性なし」の箇所	<p>【検査頻度】 今定検のみ</p> <p>【探傷範囲】 可能な範囲で探傷不可範囲の低減を図り、UTにより確認する。</p> <p>【追加確認】 対象外</p>	<p>【検査頻度】 同左</p> <p>【探傷範囲】 同左 (ラグ等により物理的にUTが困難な探傷不可範囲に対しては目視試験を実施する。)</p> <p>【追加確認】 形状エコーと判断している箇所についても、以下の場合には追加確認を実施する。            &gt; DACが前回検査結果と比較した上で、1.5倍以上の変化をしており複数の指示が連続して幅が上がっている箇所            &gt; 比較する前回記録がない箇所</p>	<p>・類似性なしの箇所については、原因調査結果を踏まえると、同様の事象は生じていないと考えられる。</p> <p>・しかしながら、今定検においては、「類似性あり」と同様の検査・追加確認を行い、傷がないことを確認することで、推定原因に基づく判断（同様の事象がなく継続検査対象としなくてもよい）の妥当性を確認し、プラント稼働に向け万全を期す。</p>